

## 香美町農業委員会総会(第13回)議事録

1 開催日時 令和6年3月25日(月) 9:30～11:00

2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室

3 出席農業委員(14人)

会長	1番	古川 功兒
会長職務代理者	2番	吉川 正人
委員	3番	白岩 寧
	4番	小谷 直美
	5番	山本 薫
	6番	橋本 幸長
	7番	前田 精一
	8番	米田 和弘
	9番	田中 一馬
	10番	北村 宏明
	11番	文堂 福一
	12番	田中 憲二
	13番	岡田 久志
	14番	井上 竹雄

4 欠席農業委員(0人)

5 出席農地利用最適化推進委員(9人)

	1番	吉田 栄雄
	2番	高田 勝
	3番	青山 政行
	4番	福田 好美
	5番	小林 隆夫
	6番	岡 昭三
代表	8番	東垣 泰彦
	9番	毛戸 誠
副代表	10番	本上 純也

6 欠席農地利用最適化推進委員(1人)

7番 田野 豊博

7 議事日程

第1 会期の決定 3月25日 1日間

第2 議事録署名委員の指名

第3 報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第4 議案第40号 非農地証明願承認について

第5 議案第41号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

第6 議案第42号 農用地利用集積計画の決定について

第7 議案第43号 農地法第52条に基づく農地の賃借料情報の提供について

8 農業委員会事務局職員

事務局長	福島 功
事務局次長	榎 秀俊
書記	中村 達也

9 会議の概要

議長 日程第1 会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日1日としてよろしいか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。

議 長	<p>日程第2 議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は13番「岡田久志委員」と14番「井上竹雄委員」にお願いしたいと思います が、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしの声がありますので、13番「岡田久志委員」と14番「井上竹雄委員」よろしく お願いします。</p> <hr/> <p>議 長 日程第3 報告に入ります。 報告事項として、農地法第3条の3第1項の規定による届出を1件受け付けていますので、事務局に 届出内容を朗読させます。</p> <p>事務局 ①届出者、②権利を取得した者の氏名等、③土地の表示等、④権利を取得した日、⑤権利を取得し た事由、⑥農業委員会によるあっせん等の希望の順に朗読する。</p> <p>議 長 事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p> <p>議 長 ないようですので、届出を受理することとします。</p> <hr/> <p>議 長 日程第4 議案第40号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせま す。</p> <p>事務局 番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資 料①1ページから18ページです。</p> <p>議 長 事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第40号 番号1番の非農地証明願について、3月21 日に現地調査委員であります「橋本幸長委員」と「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「橋本 幸長委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p> <p>6番 報告させていただきます。願出人の土地は相続された土地です。一つ目は昭和40年頃に竹木を生 育し山林となっています。現況写真のとおりです。場所は高規格道路の下をくぐっていきまして500mほ ど山に行ったところにあります。写真のとおり松の木や雑木が生えています。それから二つ目は昭和51 年に増築され宅地となっています。現況写真のとおり家の前の土地全てです。どちらも相続した後の地 目変更登記のための申請です。ご審議のほどをよろしく申し上げます。</p> <p>議 長 「橋本幸長委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありま せんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p> <p>議 長 質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろし いか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第40号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」と</p>

	することに決定します。
議 長	次に議案第40号 番号2番の非農地証明願について、3月21日に現地調査委員であります「白岩 寧委員」と「山本 薫委員」が現地調査をしていますので、「山本 薫委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
5番	はい。位置図、付近見取図をご覧ください。国道9号の笠波トンネルの手前にガソリンスタンドがあり、そこを右折し100mほど走っていただいたところの右側に申請地があります。申請理由は、現況写真の右側にある倉の建っている土地になります。その倉の横に住宅があります。その住宅の方が願出人の方の土地を畑として借りていたのですが、昭和30年頃からか倉が建ってしまいました。その住宅も古くなってきたので区が役場に空家として相談したのですが空家バンクへの登録は難しく、次に建設課の危険空家の申請をしたのですが、その時に買い手の方が見付き、その方に譲渡すにあたり地目を変更してから渡すという運びになったのでこの度の申請になりました。ご審議のほどをよろしくお願ひします。
議 長	「山本 薫委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありますか。  (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願ひ出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第40号 番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第40号 番号3番の非農地証明願について、3月21日に現地調査委員であります「白岩 寧委員」と「山本 薫委員」、担当委員であります「田中一馬委員」が現地調査をしていますので、「白岩 寧委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
3番	はい失礼します。申請地は昭和の頃に杉を植林し山林化していました。地目変更登記のための申請です。付近見取図をご覧ください。申請地は、県道のバス停を通過して200mほど行き、橋を渡って左折し、農道を150mほど行ったところ。その辺には牛舎があります。申請地は2筆あり、先ほど言いましたとおり杉が植林されております。今回、畑から山林への地目変更登記のための申請です。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議 長	「白岩 寧委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありますか。  (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願ひ出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第40号 番号3番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	日程第5 議案第41号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を

議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。

事務局 番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①19ページから26ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から6号まで確認したことを説明する。

議長 事務局の朗読が終わりました。議案第41号 番号1番の申請について、3月21日に現地調査委員であります「橋本幸長委員」と「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「橋本幸長委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。

6番 申請地は、譲受人の父親の代より畑として使用していました。この度、この奥に砂防堰堤ができることとなり、土地を分筆することとなり、譲受人が畑として使用している土地を譲り受けるものです。場所は家から300mほど行ったところですが、現場は現況写真のとおり農業用倉庫の前の畑です。のり面は道路になるそうです。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 「橋本幸長委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。

(質問・意見等なし)

議長 質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 異議なしと認めます。それでは、議案第41号 番号1番の申請については、許可することに決定しました。

---

議長 次の案件に入る前に9番委員は、退席をお願いします。

議長 次の議案第41号 番号2番の申請について、3月21日に現地調査委員であります「白岩 寧委員」と「山本 薫委員」が現地調査をしていますので、「白岩 寧委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。

3番 失礼します。場所は先ほどの非農地証明願の番号3番の場所と同じようなところで、バス停から橋を渡って左に曲がって農道を50mほど進んで、さらに右に曲がって20mほど行ったところですが、譲受人が経営規模を拡大するため、譲渡人がそれに応えたものとなっております。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 「白岩 寧委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。

(質問・意見等なし)

議長 質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 異議なしと認めます。それでは、議案第41号 番号2番の申請については、許可することに決定しました。

議 長	9番委員は、着席をお願いします。
議 長	日程第6 議案第42号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されています。それでは事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案の朗読をする。
議 長	事務局の議案の朗読が終わりました。次に農用地利用集積計画の詳細について、農林水産課の担当が説明します。
農林担当	「香美町農用地利用集積計画一覧表」に基づき説明する。
議 長	担当からの説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんでしょうか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、これより採決を取ります。議案第42号は原案のとおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第42号は原案のとおり決定しました。
議 長	日程第7 議案第43号「農地法第52条に基づく農地の賃借料情報の提供について」を議題とします。農地法第52条において、農業委員会は農地の賃借料の情報提供をすることが定められています。それでは事務局に議案の朗読と内容の説明をさせます。
事務局	議案の朗読。続きまして、説明に入らせていただきます。令和5年1月から12月までに経営基盤強化促進法の利用権設定で契約したものを集計したものです。契約の中で、玄米で物納している場合は、市場相場を農協で確認し、全区とも30kgあたり6,800円で取引されているとのことなので、その金額を計上しています。 これらを平均したものが、香美町賃借料情報となり、情報提供したいと思います。
議 長	事務局の議案の朗読と内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。議案第43号は原案のとおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	以上で、審議について終わります。

---

議事録署名委員

㊟

㊟